

新規就農対策の強化・拡充を求める意見書（案）

我が国では、農業従事者の減少・高齢化が進行しており、特に基幹的農業従事者については、令和7年の概数値で過去最大の減少率となっており、地域の農地が適切に維持されなくなることが懸念されている。また、食料安全保障の強化等を進めていくためには、農業に従事する方を増やしていくことが不可欠である。

このような中、国においては、令和8年度予算案に地域計画を核とした施策等を措置しているが、上記のような状況等を踏まえれば、運用面を含め十分な支援とは言えない。次の時代を担う農業者を幅広く育成・確保するためにも、農業教育の充実、新規就農者への支援の強化のほか、関連する制度や予算の内容を幅広く関係者に周知し、必要に応じて運用面の見直しや補正予算の措置をした上で、地域の実情に応じたきめ細かな支援をすることが必要である。

よって、国においては、下記の事項について、格別の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 農業高校・大学、農業大学校における教育設備の充実・強化を支援すること。
- 2 相談専門員や教育人材の育成・確保、ベテラン農業者による実践的な教育を支援すること。
- 3 食育、農業体験学習、就農相談会及び農業法人説明会の開催や情報発信を支援すること。
- 4 市町村、農業委員会、農地中間管理機構、普及指導センター及び農業団体等の関係機関が連携し、新規就農者に対してワンストップで支援できる体制を確立すること。
- 5 就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援、雇用就農資金を強化・拡充すること。
 - (1) 対象者の年齢要件を65歳以下まで緩和し、高齢層を含めた多様な年齢の就農を支援すること。また、若年層に対しては更に支援額を増額すること。
 - (2) 経営開始資金については、交付期間の上限を3年から5年に延長すること。
 - (3) 夫婦など家族帯同で移住しての就農や、中山間地域等条件不利地域への就農には加算措置を充実させ、多様な新規就農の形を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月16日